

	<h2>区職員の懲戒処分について</h2>
と き	5月13日（木）発表
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
練馬区では、地方公務員法に基づき懲戒処分を行った。	

【公表内容】

1 情報共有等の遅滞

- (1) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容
選挙管理委員会事務局 局長 58歳 男性 戒告

(2) 概要

令和3年1月、第204回通常国会に「地方税法等の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という。）が提出された。区では、改正法案の内容を踏まえ、令和3年3月31日までに「練馬区特別区税条例」（以下「条例」という。）を改正する必要性が生じた。

しかしながら、条例の所管は、改正の必要性を認識していたにも関わらず、計画的に改正手続きを進めるための対応を怠り、執行機関全体で情報共有等が遅滞した。

このことは、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触するため、懲戒処分とした。

2 処分年月日

令和3年4月28日

【問い合わせ】

練馬区 職員課 人事企画担当係 電話03-5984-1287